

**財団法人ロータリー米山記念奨学会寄付行為  
及び施行細則**

## 財団法人ロータリー米山記念奨学会寄付行為

### 第1章 総 則

#### 第 1 条 (名 称)

この法人は、財団法人ロータリー米山記念奨学会と称する。(英文では ROTARY YONEYAMA MEMORIAL FOUNDATION, INC. という)

#### 第 2 条 (事 務 所)

この法人は、事務所を東京都港区芝公園2丁目6番15号に置く。  
理事会の議決により、この法人の事務の連絡のため、この法人を援助するロータリークラブの所在地に支部を置くことができる。ただしこの支部は従たる事務所ではないものとする。

### 第2章 目的及び事業

#### 第 3 条 (目 的)

この法人は、主としてロータリークラブの所在する国又は地域から勉学又は研究のため来日し、わが国の正規の学校又は研究所に在籍する外国人に対して、奨学金を支給し、よってロータリーの理想とする国際理解と親善に寄与することを目的とする。

#### 第 4 条 (事 業)

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 奨学金の支給。
- (2) 奨学生及びその出身地ロータリークラブとの交友連絡。
- (3) 世話クラブとカウンセラー制度による奨学生に対するケア。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

### 第3章 資産及び会計

#### 第 5 条 (資 産)

この法人の資産は、次の財産をもって構成する。

- (1) この法人設立の当時、ロータリー米山記念奨学会が寄付する別紙財産目録記載の財産。
- (2) 資産から生ずる収入。
- (3) 「寄付金受領に関する施行細則」に定める普通寄付金および特別寄付金。
- (4) その他の収入。

#### 第 6 条 (資産の種類)

- 1 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の二種とする。
- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

#### 第 7 条 (資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

#### 第 8 条 (基本財産の処分の制限)

基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上及び評議員会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

#### 第 9 条 (事業遂行の費用)

この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

#### 第 10 条 (事業計画および収支予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事現在数の3分の2以上及び評議員会の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

#### 第 11 条 (事業報告及び収支決算)

この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の意見を付け、理事現在数の3分の2以上及び評議員会の議決を経て、毎事業年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

## 第 12 条 (長期借入金)

この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

## 第 13 条 (新たな義務の負担等)

第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

## 第 14 条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終る。

## 第4章 役員, 評議員及び職員

## 第 15 条 (役員)

この法人に次の役員を置く。

1. 理事 25名以上 40名以内
2. 監事 2名以上 3名以内

## 第 16 条 (役員を選任)

- 1 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 2 理事は互選で理事長1名、副理事長3名以内、専務理事1名、及び常務理事5名以内を選任する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか一人とその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事にはこの法人の理事(その親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係のある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

## 第 17 条 (理事の職務)

1. 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
- 2 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ定めた順序に従って副理事長がその職務を代行する。ただし、全ての副理事長の同意が

ある場合は、専務理事にその職務を行わせることができる。

- 3 専務理事は、理事長又は副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。
- 4 常務理事は、理事長、副理事長又は専務理事の指示に従ってその職務に従事する。
- 5 理事は、理事会を組織して、この寄付行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

#### 第 18 条 (顧問)

理事長は顧問を若干名委嘱することができる。

#### 第 19 条 (監事の職務)

監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

#### 第 20 条 (役員任期及び解任)

- 1 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期終了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 5 役員を解任しようとするときは、その役員に理事会及び評議員会で弁明の機会を与えなければならない。

#### 第 21 条 (役員報酬)

- 1 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

## 第 22 条 (評 議 員)

- 1 この法人には、評議員 50 名以上 80 名以内を置く。ただし、理事現在数と同数以上を置かなければならない。
- 2 評議員は、この法人を援助するロータリークラブの会員であって、そのロータリークラブ所属地区ガバナーの推薦があった者の中から理事会で選出し、理事長が任命する。ただし、一地区から任命される評議員の数は 5 名以内とする。
- 3 評議員のうちには、役員のいずれか一人とその親族その他特殊の関係のある者の数又は、評議員のいずれか一人とその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、評議員現在数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 評議員は役員を兼ねることはできない。
- 5 評議員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 評議員はその任期終了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 7 評議員には第 20 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。この場合「役員」とあるのは「評議員」と読み替えることとする。

## 第 23 条 (評議員会)

評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、又はこの法人の重要な事項について協議し、理事長又は理事会に対し必要と認める事項について助言する。

## 第 24 条 (支 部 長)

理事会は理事のうちから支部長を選任することができる。

## 第 25 条 (事務局及び職員)

- 1 この法人の事務を処理するために事務局及び必要な職員を置く。
- 2 職員は理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

## 第 5 章 会 議

## 第 26 条 (理事会の招集)

- 1 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認められた時、または理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示

して理事会の招集を請求されたときは、理事長はその請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

#### 第 27 条 (理事会の定足数および議決)

1 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第 28 条 (評議員会)

1 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員の同意を経なければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) 奨学金給与規程の変更に関する事項

(7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 評議員会の議長はその会議において出席評議員の中から互選により定める。

3 第26条第1項及び前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これら規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

#### 第 29 条 (議事録)

すべての会議は、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席代表者2名以上が署名捺印の上これを保存する。

## 第6章 選考委員会

### 第 30 条 (選考委員会)

- 1 この法人には、第4条第1号の事業の対象となる者を選考するため、奨学生選考委員を置く。
- 2 選考委員会に関する必要事項は理事会の議決を経て、別に定める。

## 第7章 寄付行為の変更及び解散

### 第 31 条 (寄付行為の変更)

この法人の寄付行為の変更は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

### 第 32 条 (解 散)

この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

### 第 33 条 (残余財産の処分)

この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国、地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に帰属させるものとする。

## 第8章 補 則

### 第 34 条 (書類及び帳簿の備付等)

- 1 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りでない。
  - (1) 寄付行為、奨学金給与規程
  - (2) 役員、評議員及びその他の職員等の名簿及び履歴書
  - (3) 財産目録
  - (4) 資産台帳及び負債台帳
  - (5) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
  - (6) 許認可に関する書類

- (7) 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
  - (8) 事業計画書及び収支予算書
  - (9) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (10) 官公署往復書類
  - (11) 登記に関する書類
  - (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿は、次の区分により保存しなければならない。
- (1) 第1号から第8号のものは永久
  - (2) 第9号のものは10年以上
  - (3) 第10号から第12号までのものは1年以上
- 3 第1項第1号、第3号、第7号及び第8号に掲げる書類及び役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

### 第 35 条 (施行細則)

この寄付行為の施行に関する細則は、理事会および評議員会の議決を経て、別に定める。又奨学生及び奨学金に関する細則は、理事会の議決を経て別に定める。

## 寄付金受領に関する施行細則

### 第 1 条 (一般規定)

この法人の目的に賛同し、この法人を援助しようとする者から寄付を受ける場合、その受領は、おおむね次の定めによる。

### 第 2 条 (普通寄付金)

この法人を援助する全ロータリークラブの会員の定期寄付金を普通寄付金とし、毎年1月1日および7月1日に、各半年度分を遅滞なく受領するものとする。

### 第 3 条 (特別寄付金)

- 1 前条以外によって、この法人が寄付金として受領する金銭その他の有価証券および物件を特別寄付金とする。
- 2 前項の特別寄付金は、この法人の理事長が、その提供または送付を受けるものとする。

附 則

この寄付行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

昭和 42 (1967) 年 7 月 1 日設立許可  
昭和 44 (1969) 年 12 月 24 日変更認可  
昭和 45 (1970) 年 10 月 9 日変更認可  
昭和 46 (1971) 年 10 月 30 日変更認可  
昭和 48 (1973) 年 10 月 25 日変更認可  
昭和 51 (1976) 年 10 月 22 日変更認可  
昭和 52 (1977) 年 12 月 12 日変更認可  
昭和 54 (1979) 年 4 月 23 日変更認可  
昭和 63 (1988) 年 10 月 31 日変更認可  
平成 2 (1990) 年 10 月 18 日変更認可  
平成 10 (1998) 年 4 月 14 日変更認可  
平成 18 (2006) 年 2 月 10 日変更認可  
平成 19 (2007) 年 2 月 5 日変更認可